

健康保険 被扶養者状況届

※申請者 1 名につき 1 枚記入

被 保 険 者	記号	番号	氏名	配偶者の有無
				有 ・ 無

①以下は、認定対象者について記入してください。②必ず全項目記入してください。

③認定対象者の状況に応じた添付書類は、健保 HP 掲載の【被扶養者申請に必要な申請書類・添付書類一覧】をご確認ください。

フリガナ	生年月日	昭・平・令 年 月 日	年齢	続柄
氏名				
1. 扶養の申請理由に☑してください。 ☐ 出生（出生日：令和 年 月 日） ☐ 結婚（婚姻日：令和 年 月 日） ☐ 同居（同居日：令和 年 月 日） ☐ 養子縁組 （届出日：令和 年 月 日） ☐ 退職・廃業 （退職（廃業）日：令和 年 月 日） ☐ 雇用保険受給終了 （終了日：令和 年 月 日） ☐ 被保険者の入社（または健康保険資格取得） （入社日（資格取得日）：令和 年 月 日） ☐ その他 （ ）				
2. 認定対象者が直前まで加入している（していた）健康保険に☑してください。 ☐ 勤務先の健康保険（任意継続／特例退職含む）に被保険者として加入（ 年 月 日まで） ☐ 被保険者が退職した勤務先の健康保険で被扶養者として加入（ 年 月 日まで） ☐ 他の家族の被扶養者として加入（ 年 月 日まで） ☐ 国民健康保険に加入 ☐ 無保険（ 年 月 日から） ☐ その他（ ）				
3. 対象者が学生でない 16 歳以上の場合には、就労可能な年齢にあるため、就労できない理由を具体的に記入してください ※厚生労働省の通達によれば「年齢 16 歳以上 60 歳未満の者については、特に被扶養者に該当するか否かの事実を確かめる必要がある」とあり、その取扱いについては厳格に行うことになっています。これは、16 歳以上 60 歳未満の方は就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できる年齢であるからです。健保ではこの通達に基づき通常就労して生計を立てることが出来る年齢を 18 歳以上、60 歳未満の方（ただし配偶者、学生、および障害者を除く）としその方の認定については、特に厳格に審査を行っています。				
4. 認定対象者は被保険者と同居していますか？ （世帯分離の場合、生計を共にしていれば「同居」、生計が別なら「別居」となります。） ☐ 同居している ☐ 同居していない→その理由： ☐ 単身赴任 ☐ 学生 ☐ その他※1（ ） ※1 単身赴任・学生以外の理由で被保険者と別居の場合 1 ヶ月の送金額（ 円） 送金回数（ 回／年）				

5. 被保険者以外に認定対象者の生活費を負担している親族はいますか？

☐ いない

☐ いる→認定対象者から見た続柄※2（ ）

※2 被保険者以外に生活費を負担している親族が、認定対象者の主たる生計者にならない理由を記入してください。

()

6-1 認定対象者に収入が無く、現在も無職の場合は、直近の退職日を記入してください。

退職日： 令和 年 月 日

6-2 認定対象者が過去一度も就労実績がない場合にはその旨を記載してください。

()

7. 認定対象者に収入がある方は、今後1年間に見込まれる収入※3について、該当するところを○で囲み、金額を記入してください。

収入の種類		金額
給与収入（パート・アルバイト含む）		円／年
年金収入※4（複数ある場合は合算金額を記入）		円／年
事業（農業）収入		円／年
不動産収入		円／年
利子・配当収入		円／年
雇用保険の失業給付※5		円／日
傷病手当金／出産手当金※5		円／日
その他、継続性のある収入（ ）		円／年

※3 税法上の各種控除を差し引く前の「収入金額」をご記入ください。

※4 年金には、老齢・基礎・障害・遺族などすべての公的年金と、一括で受け取らない企業・個人年金を含みます。

※5 日額を記入してください。

日額 3,612 円以上（60 歳以上または障害年金受給者は日額 5,000 円以上）を受給している間は認定できません。

- ・ 上記に虚偽の内容があった場合には、扶養認定日に遡り扶養者の資格喪失をされても異議はありません。
- ・ 認定基準を満たさなくなった日（事由発生日）以降に、貴健保が負担した医療費等は、全額返還します。
- ・ 就職した場合や認定基準を超える収入があった場合は、速やかに被扶養者減少の手続きをします。

申請日：令和 年 月 日 被保険者署名： _____

この被扶養者状況届は、扶養認定の審査以外には使用いたしません。